

平成30年8月31日

第 7 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：平成30年8月31日（金） 午後2時00分

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

付議事項

- 議案第 39 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 40 号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第 41 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 42 号 非農地証明申請について
- 議案第 43 号 相続税納税猶予に係る適格者証明申請について
- 議案第 44 号 非農地通知の決定について
- 議案第 45 号 呉農業振興地域整備計画変更に係る意見の決定について

報告事項

- 第 1 号 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 第 2 号 農地法第5条の規定による届出の受理について

その他

- (1) 農地パトロール（利用状況調査）について
- (2) 農業委員等の公務災害共済について

出席委員

1 番 生田 政行	2 番 横段 登	3 番 池田 勝憲	4 番 倉本 寛
5 番 水場 守信	6 番 向井 幸弘	7 番 林 武彦	8 番 亀山 博司
9 番 今井 満	10 番 上田 勝則	11 番 長迫 秀	12 番 本末 満
13 番 灰原 松二	14 番 大道 正孝	15 番 秋光 貴志	16 番 土井 光弘
17 番 西田 小百合	19 番 北村 正次		

欠席委員

18 番 石田 尚則

事務局

平川事務局長　大番事務局次長　上川課長補佐　須賀課長補佐　庭月野主査

(午後2時)

議　　長：それでは、出席者が過半数に達していますので、ただ今から平成30年第7回呉市農業委員会総会を開会します。

このたびの平成30年7月豪雨につきましては、市民の方々の痛ましい犠牲に加え、水没、土砂崩れなどにより建物等のほか、農地にも大きな被害が出ています。

つきましては、犠牲になられた方々に対し黙とうを捧げたいと思いますので、よろしくお願ひします。

(黙とう)

本日の議事録署名者に、7番　林委員、8番　亀山委員を指名します。なお、本日の欠席通知は、18番　石田委員から出ています。

皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取り扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議　　長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事　務　局：配付資料の確認をさせていただきます。事前に「議案書」、資料1「非農地通知の決定について」、資料2「呉農業振興地域整備計画変更理由書」を送付しています。また本日、資料3「平成30年度　農地パトロール（利用状況調査）について」、資料4「市町村農業委員等の公務災害共済制度について」及び「JAくれだより」第62号、「JA広島ゆたか広報」第131号、第132号、「平成30年9月　農業委員会だより」を配付しています。ありますでしょうか。

議　　場：はい。

議 長：それでは付議事項に入ります。議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番につきましては、4番 倉本委員が当事者となりますので、議事参与の制限を定めた「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、倉本委員の退席をお願いします。

(4番 倉本委員退席)

議 長：1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、広古新開4丁目〇〇番、地目は田、面積は270㎡の第3種農地です。

申請農地は、譲渡人の母の時から譲受人が賃借して耕作してきたものです。譲渡人は母の死亡による相続財産の整理のため申請地を賃借人に売却するもので、譲受人は賃借している農地を購入し、農業経営の安定を図るものです。

営農計画は、現在、野菜の栽培を行っており、引き続き同様の利用を行うものです。

経営面積は、自作地が22アールありますので、広地区の下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横 段 委 員：2番 横段です。譲受人の自宅に近い農地で、いろいろな野菜をきれいに作付けしている。以上です。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

(4番 倉本委員着席)

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、広町字大広東〇〇〇〇番ほか1筆、地目は畑、面積は合計で230㎡の第2種農地です。

申請の事由は、譲渡人は高齢で耕作困難なため譲受人に売却するもので、譲受人は自作地に隣接する申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。

営農計画は、野菜の作付けを行う予定です。

経営面積は、自作地が52アールありますので、広地区の下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横 段 委 員：2番 横段です。申請地の周辺は荒廃しているが、譲受人の耕作地及び今回の申請地は開墾され果樹や野菜を栽培しており、問題はない。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、押込3丁目〇〇〇番〇，地目は畑，面積は356㎡の第2種農地です。

申請の事由は、譲渡人は譲受人の要望により譲渡するもので、譲受人は申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。

営農計画は、野菜栽培を行う予定です。

経営面積は、自作地が44アールありますので、昭和地区の下限面積20アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

池 田 委 員：3番 池田です。譲受人の自作地では花を植えているが、申請地には野菜を植えるということで、何ら問題ない。よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：4番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、音戸町田原2丁目〇〇〇〇番ほか1筆，地目は田，面積は合計で1,337㎡の第2種農地です。

申請の事由は、譲渡人は譲受人の要望により贈与により所有権を移転するもので、譲受人は申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。

営農計画は、オリーブを作付けする予定です。

経営面積は、自作地だけで239アールありますので、音戸地区の下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

林 委 員：7番 林です。オリーブの作付けを行うため譲り受けるというもので別に問題はない。よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：5番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、音戸町早瀬1丁目〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田、面積は合計で1,227㎡の第2種農地です。

申請の事由は、譲渡人は遠方に居住し高齢で耕作困難なため譲受人の要望により贈与により所有権を移転するもので、譲受人は申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。

営農計画は、オリーブを作付けする予定です。

経営面積は、自作地だけで125アールありますので、音戸地区の下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

林 委 員：7番 林です。4番と同様にオリーブを作付けするための贈与で問題ない。4番は農地所有適格法人で、5番はその代表者個人によるものです。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：6番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：6番の申請地は、安浦町内海北4丁目〇〇〇番〇ほか7筆、地目は田及び畑、面積は合計で3,669㎡の第2種農地です。

申請の事由は、譲渡人は高齢により耕作困難なため譲受人の要望により譲り渡すもので、譲受人は申請地を譲り受け、農業経営を継承するものです

営農計画は、水稻及び野菜を作付けするものです。

経営面積は、73アールありますので、安浦地区の下限面積30アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

上 田 委 員：10番 上田です。譲渡人と譲受人は親子関係にあり、子が農業経営を継承するというものです。現在遊休地化しているが、耕作していくということで問題はない。よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第40号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、苗代町字上条〇〇〇番〇ほか1筆、地目は畑、面積は合計で252㎡の第2種農地です。

転用目的は、申請地隣の自宅が老朽化し立て替えを行うため、申請地を立て替え住宅の敷地として利用しようとするものです。自宅新築後は、老朽化した自宅は解体し、それに付属する農業用倉庫等は引き続き利用する計画です。

規模等は、住宅1棟を建築する計画です。

関係法令については、「都市計画法」による建築物の新築許可が必要となり、本総会で農地法の許可相当と判断されれば、この許可にあわせて農地法第4条の許可をする予定としています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

池 田 委 員：3番 池田です。申請地の周囲に家はなく何ら支障はない。よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

- 議 場：なし。
- 議 長：ないようですので、本件は「都市計画法」の建築許可に合わせて許可すると決定してご異議ありませんか。
- 議 場：異議なし。
- 議 長：それでは、本件は建築許可に合わせて許可すると決定します。
- 議 長：つぎに、議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局：1番の申請地は、広町字大広東〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は13㎡の第2種農地です。
- 転用の目的は、今回申請している第3条許可申請の農地を含めた自作農地に通作するための駐車場として利用するというものです。
- 規模等は、駐車場1区画を整備する計画です。
- 関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。
- 議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。
- 横 段 委 員：2番 横段です。申請地の奥に譲受人の耕作地があるが、この農地に通うために必要な駐車場ということで問題はない。よろしくご審議をお願いします。
- 議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。
- 議 場：なし。
- 議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。
- 議 場：異議なし。
- 議 長：それでは、本件は許可と決定します。
- 議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局：2番の申請地は、郷原町字薬師平〇〇〇〇〇番〇ほか3筆、地目は田または畑、面積は合計で2,515㎡の第2種農地です。
- 転用目的は、太陽光発電設備として利用するため、所有権を移転するものです。
- 規模等は、太陽光パネル360枚、発電容量49.5kwを設置する計画です。
- 関係法令については、再生可能エネルギー発電事業計画の認定済みで、その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要で、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

池田委員：3番 池田です。太陽光発電施設は排水が問題となるが、排水をキチンととるよう指示した。しっかり対応するというので問題ない。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事務局：3番の申請地は、音戸町渡子2丁目〇〇〇番〇、地目は田、面積は402㎡の第2種農地です。

転用の目的は、貸駐車場用地として利用するため、所有権を移転するものです。

規模等は、大型車用2区画、普通車用10区画の計12区画分を整備する計画です。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

林委員：7番 林です。申請地は住宅地の中に位置しており、申請どおり許可して問題ない。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：4番について事務局の説明をお願いします。

事務局：4番の申請地は、音戸町波多見10丁目〇〇〇番〇〇ほか1筆、地目は畑、面積は合計で249㎡の第2種農地です。

転用目的は、一般住宅及び駐車場用地として利用するため、所有権を移転するものです。

規模等は、2階建住宅1棟、駐車場4区画分を整備する計画です。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

- 議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。
- 林 委 員：7番 林です。申請地は団地内の造成地で、農地となっていることがおかしい。やむを得ない事案と思う。よろしくご審議をお願いします。
- 議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。
- 議 場：なし。
- 議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。
- 議 場：異議なし。
- 議 長：それでは、本件は許可と決定します。
- 議 長：5番について事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局：5番の申請地は、安浦町中央北2丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は469㎡の第2種農地です。
- 転用の目的は、建売住宅及び駐車場して利用するため、所有権を移転するものです。
- 規模等は、2階建住宅3棟及び駐車場9区画を整備する計画です。
- 関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。
- 議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。
- 今 井 委 員：9番 今井です。安浦駅北の区画整理の区域内の土地でやむを得ない。よろしくご審議をお願いします。
- 議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。
- 議 場：なし。
- 議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。
- 議 場：異議なし。
- 議 長：それでは、本件は許可と決定します。
- 議 長：つぎの6番につきましては、8番 亀山委員が当事者となりますので、議事参与の制限を定めた「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、亀山委員の退席をお願いします。
- (6番 亀山委員退席)
- 議 長：6番について事務局の説明をお願いします。

事務局：6番の申請地は、安浦町内海北5丁目〇〇〇〇番〇〇ほか2筆、地目は田、面積は合計で191.63㎡の第2種農地です。

転用の目的は、一般住宅及び駐車場として利用するため、所有権を移転するものです。

規模等は、2階建住宅1棟及び駐車場2区画を整備する計画です。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

上田委員：10番 上田です。隣接地にはアパート、住宅があり、水路等も確保されている。問題はない。よろしくご審議をお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は許可と決定します。

(8番 亀山委員着席)

議長：つぎに、議案第42号「非農地証明申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、広町字津江迫〇〇〇〇番〇、地目は畑、現況は墓地、面積は44㎡の第2種農地です。

申請地は戦時中に旧海軍省が取得した土地ですが、現在財務省が管理しており、取得前の所有者の使用を認めてきているものです。

申請の事由は、大正12年頃から墓地として利用されてきたため、墓地として証明を受けようとするものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

倉本委員：4番 倉本です。大正12年から墓地として利用されているということであり、これを農地というのもおかしい。よろしくご審議をお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、音戸町田原2丁目〇〇〇〇番ほか1筆、地目は畑、現況は原野、面積は合計で632㎡の第2種農地です。

申請の事由は、今年の7月の豪雨災害により耕作困難となりかい廃したとして、現認書を添付のうえ、原野として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

林 委 員：7番 林です。申請地の下に空き家があり、そこに農地の土砂が流れ込んでいる。農地への復元は困難で、やむを得ない。よろしくご審議お願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、音戸町早瀬1丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、現況は山林、面積は418㎡の第2種農地です。

申請の事由は、平成元年頃耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

林 委 員：7番 林です。現地は完全な山林で非農地とするのが妥当と判断した。よろしくご審議お願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：4番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、音戸町早瀬3丁目〇〇〇〇番、地目は畑、現況は原野、面積は794

m²の第2種農地です。

申請の事由は、平成元年頃耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ、原野として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

林 委 員：7番 林です。山林までの荒廃ではないが、原野となっており非農地とするのが妥当と判断した。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：5番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、川尻町原山3丁目〇〇〇番〇、地目は田、現況は原野、面積は2, 297 m²の第2種農地です。

申請の事由は、平成25年頃から耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ、原野として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員：8番 亀山です。現状原野となっており、やむを得ない。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：6番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：6番の申請地は、安浦町大字内海字北川〇〇〇番ほか1筆、地目は田、現況は山林、面積は合計で1, 352 m²の第2種農地です。

申請の事由は、昭和30年頃から耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今井委員：9番 今井です。60年以上山林となっており、農地への再生は難しくやむを得ない。
よろしくご審議お願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は証明と決定します。

議長：つぎに、議案第43号「相続税の税猶予に係る適格者証明申請について」を議題とします。
1番と2番は同一の相続に係る案件ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事務局：本件は、「租税特別措置法」による相続税の納税猶予に係るもので、相続人が税務署に
申告し、その農地を引き続き耕作する場合、この一定部分の相続税額の納税が猶予される
もので、市街化区域内の農地については、相続税の申告期限の翌日から20年間引き続いて
耕作することにより、猶予された税額の納税が免除されるものです。
この制度の適用を受けるため、農業委員会の「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」
が必要となるため、今回証明申請をしたものです。

1番、2番は平成29年11月2日に父親の死亡により、妻、長女、次女に相続が発生した
もので、長女、次女が納税猶予の適用を受けようとするものです。

1番の調査地は、広大新開2丁目〇〇〇〇番〇ほか2筆、登記地目は田または畑、面積
は合計で2,801㎡の第3種農地です。現地は2カ所に分かれており、1カ所は水稻の
作付けが、もう1カ所は耕運による管理が行われており、農地として適切に管理されてい
ました。

2番の調査地は、広吉松1丁目〇〇〇〇番〇、登記地目は田、面積は1,123㎡の第3
種農地です。現地は、野菜が作付けされており、農地として適切に管理されていました。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

倉本委員：4番 倉本です。1番は、水稻を受けている農地と、田をすいて一部に野菜が植えてあ
る。農地としての管理が十分にされている。2番は、野菜が植付けられており、農地とし
ての管理が十分にされている。よろしくご審議お願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、1番と2番は証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、1番と2番は証明と決定します。

議 長：つぎに、議案第44号「非農地通知の決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：資料1「非農地通知の決定について」をご覧ください。ここに記載の音戸町の農地、51筆、39,891㎡について、非農地処理を行うものです。総会で議決後、所有者及び広島県、法務局、市農林水産課、市資産税課に通知する予定です。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は議案のとおり非農地と決定し、所有者等に通知すると決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は議案のとおりと決定し、所有者等に通知することとします。

(呉市農林水産課職員着席)

議 長：続きまして、議案第45号「呉農業振興地域整備計画変更にかかる意見の決定について」を議題とします。呉市 農林水産課の説明をお願いします。

農 林 水 産 課：「呉農業振興地域整備計画」の変更について説明します。

はじめに、農業振興地域整備計画の制度について説明します。この計画は「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、優良農地の確保と計画的な農業振興を図ることを目的としています。「呉農業振興地域整備計画」は、6月と12月の年2回、計画変更を行うこととしています。この計画変更にあたっては、法律の施行規則に基づき農業委員会の意見を聴くことになっておりますのでよろしくお願いします。

計画変更について説明しますので「資料2 呉農業振興地域整備計画変更理由書」をご覧ください。

今回の計画変更の理由ですが、「2 変更理由」にあるように、呉農業振興地域整備計画について、農用地区域内の農地を他の用途に供するために農用地利用計画の変更が必要となったものです。

変更内容について説明します。変更理由書の「(1) 農用地利用計画について 1 農用地区域内の土地を農用地区域から除外するための農用地利用計画の変更について」別紙

1の14件について所有者より農用地区域の除外申出がされています。農用地利用計画で農用地区域に設定された農地は、農地転用をすることができません。しかし、必要かつ適当で法律上の除外要件を満たしているものについては、農用地区域から除外することが認められています。

具体的に位置、面積、変更後の土地利用形態について説明しますので、添付している位置図と併せてご覧下さい。

1件目、対図番号1 安浦町大字女子畑字柳谷〇〇〇〇番〇、面積 855㎡で、太陽光発電として使用するものです。

2件目、対図番号2 安浦町大字三津口字深之浦〇〇〇〇〇番〇〇、面積653㎡で、山林化しているとの申し出です。

3件目、対図番号3 倉橋町字横挽〇〇〇〇番〇ほか1筆、合計面積1,728㎡で、山林化しているとの申し出です。

4件目、対図番号4 倉橋町字鹿島東郷〇〇〇〇〇番〇ほか1筆、合計面積2,568.85㎡で、山林化しているとの申し出です。

5件目、対図番号5 郷原町字野路山麓〇〇〇〇〇番〇〇〇、面積1,117㎡で、太陽光発電として使用するものです。

6件目、対図番号6 倉橋町字洲ノ崎〇〇〇〇〇番〇、面積612㎡で、資材置場として使用するものです。

7件目、対図番号7 郷原町字胡原〇〇〇番〇〇、面積588㎡で、山林化しているとの申し出です。

8件目、対図番号8 音戸町田原3丁目〇〇〇〇番〇ほか3筆、合計面積1,500㎡で、原野化しているとの申し出です。また、音戸町田原3丁目〇〇〇〇番 面積1,817㎡は、駐車場として使用するものです。

9件目、対図番号9 郷原町字西長谷〇〇〇〇番〇ほか8筆、合計面積1,792㎡で、駐車場として使用するものです。

10件目、対図番号10 倉橋町字中大迫〇〇〇〇〇番ほか1筆、合計面積4,300㎡で、太陽光発電として使用するものです。

11件目、対図番号11 安浦町大字女子畑字堂之畝〇〇〇番〇、面積622㎡で、駐車場として使用するものです。

12件目、対図番号12 安浦町大字中畑字日ノ平〇〇〇番ほか1筆、合計面積795㎡で、太陽光発電として使用するものです。

13件目、対図番号13 安浦町大字中畑字小部大〇〇〇番〇ほか2筆、合計面積71

0㎡で、資材置場として使用するものです。

14件目、対図番号14 音戸町大字渡子字中原山〇〇〇〇番、面積373㎡で、原野化しているとの申し出です。

以上14件について現地調査の結果、法律上の除外要件について妥当と認められましたので、農用区域から除外し農用地利用計画を変更するものです。

この他の計画については、今回変更はありません。ご審議よろしく申し上げます。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は呉市農林水産課の説明のとおり承認するとしてご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は承認と決定します。

(呉市農林水産課職員退席)

議長：報告事項について、事務局の説明をお願いします。

事務局：議案書の12ページから21ページをご覧ください。市街化区域内の農地について、この2か月間に「農地転用届出に関する専決処理規程」により受理したもので、12ページから15ページの農地法第4条の規定による届出が8件、16ページから21ページの農地法第5条の規定による届出が16件、計24件ありましたので、ご報告します。

議長：その他に入ります。事務局の説明をお願いします。

事務局：資料3「農地パトロール（利用状況調査）について」をご覧ください。

これは農地パトロールの実施要領です。7月に一度配布させてもらっていますが、このたびの豪雨災害を受け、一部変更しています。非農地処理については、これまで所有者の意向にかかわらず現状で判断していましたが、今回の豪雨災害により被災した農地については、所有者等の承諾が必要となります。そのため調査区域内の被災農地については、公図で地番を確定し、「みどり色」で困ってください。事務局で取りまとめのうえ、所有者等の意向確認、確認の調査等を行います。

つぎに、資料4「市町村農業委員等の公務災害共済制度について」をご覧ください。この制度は農業委員や農地利用最適化推進委員が公務従事中に不慮の事故により、死亡又は入

院，通院された場合に見舞金を支払う制度です。今年度も9月末日で保険期間が切れますので，10月1日から1年間の公務災害補償制度に加入します。保険料はB型1人1口1,500円で，委員協議会から支出します。給付内容は，公務による傷害の場合，死亡560万円，後遺障害はその程度に応じて22万4千円から560万円，入院は1日につき5,000円，通院は1日につき4,000円が支払われます。

議 長：今までを通して，何かご意見，ご質問はありませんか。

今井委員：9番 今井です。被災農地の件ですが，耕作地で被災した農地なのか，荒廃していて被災した農地なのか判断できないケースがあると思うが。

事務局：現状を目視して，土砂流入等あれば「みどり色」としてください。事務局と調査確認することになります。

大道委員：14番 大道です。農地の一部が被災しているケースはどうするのか。

事務局：土砂の流入等あれば，その部分を「みどり色」で塗ってください。

林委員：7番 林です。被災農地でも土砂等を撤去すれば，優良農地になると思われる農地についてはどうするのか。

事務局：土砂流入等あれば一旦「みどり色」としてください。農林土木担当部局，所有者等と協議して取り扱いを決めたい。

林委員：7番 林です。昨年調査した農地が被災しているが，どう扱えばよいか。

事務局：調査済み地域で被害がひどいところがあれば，再度調査することとしたい。

議 長：そのほか，何かありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので，次回の日程を申し上げます。

次回，平成30年第8回総会は，9月28日 金曜日 午後2時 から
場所は，呉市役所 7階 755から758号室です。

議 長：以上で平成30年第7回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議，ありがとうございました。

(午後3時15分)